

事業の発展にお役立てください

小規模事業者経営改善資金

(通称 マル経融資)

小規模事業者の経営改善のお役に立つため無担保・無保証人での国の融資制度です。

お申し込みになれる方

- 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下、宿泊業・娯楽業の従業員数は20名以下）の法人・個人事業主の方
 - 商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上（会計整備の状況等に応じて経営指導員の判断により短縮できる場合があります。）受けている方
 - 義務納税額（所得税、法人税、事業税、都道府県民税もしくは市町村民税）を完納している方
 - 原則として同一地区で最近1年以上事業を行っている方
 - 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ※平成20年度より生活衛生関係営業（飲食店、喫茶店、食肉、食鳥肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業、映画、演劇、演芸場、旅館業、浴場業、クリーニング業）の方も、運転資金に加え設備資金のご利用が可能です。審査の結果によっては、ご利用いただけない場合があります。

マル経融資の制度の特徴

融資限度額は？

2,000万円

※貸付金額が1,500万円（既往の貸付残高を含む）を超える場合、別途事業計画書の作成及び提出が必要となります。

返済期間は？

運転資金は7年以内
(据置期間1年)

設備資金は10年以内
(据置期間2年)

担保・保証人は？

不要です

利率は？

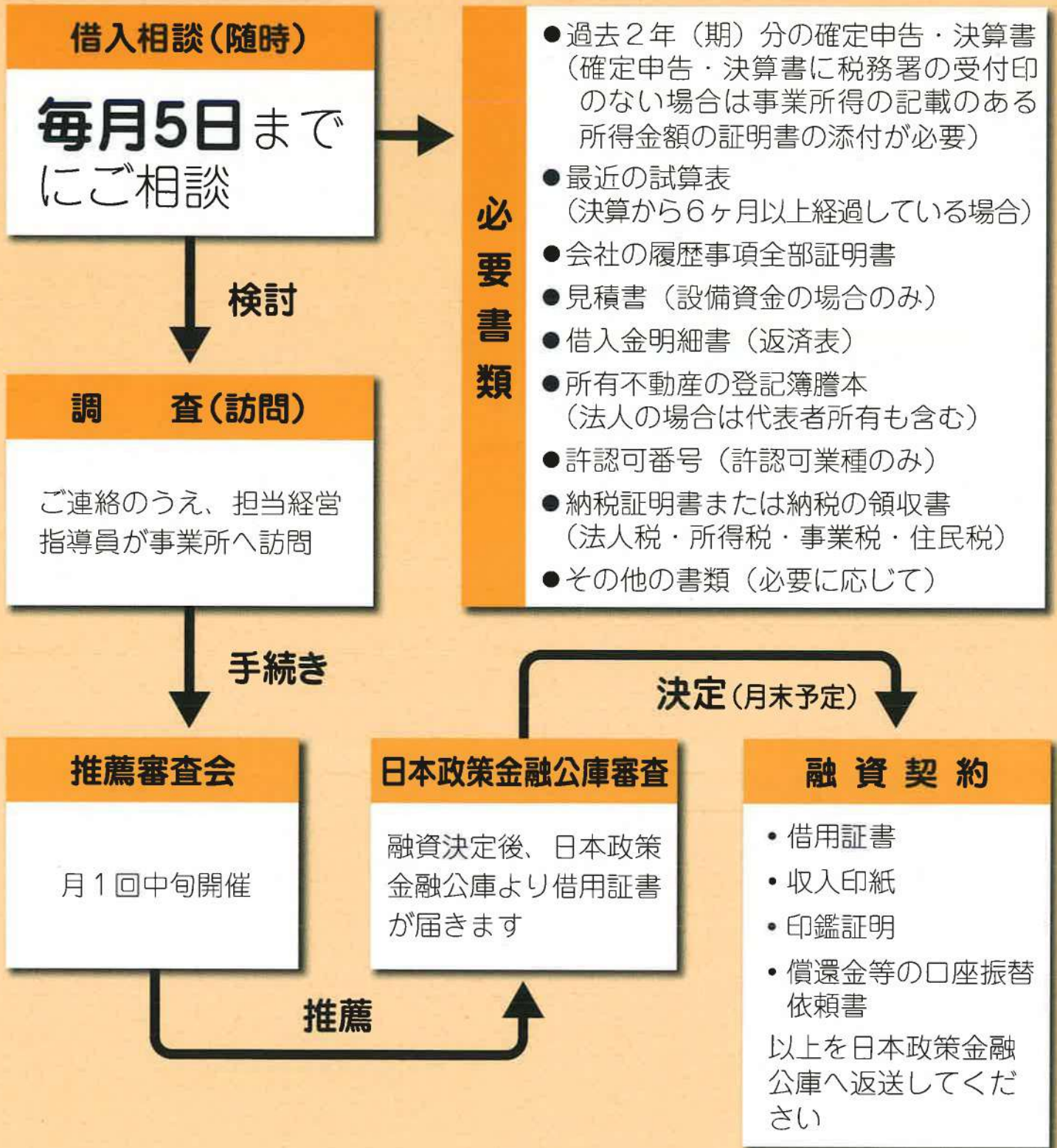
1.30%
(2023年1月4日現在)

※融資利率は金融情勢により変わることがあります。

※普通貸付及び特別貸付の既存融資のうち、元金残高が500万円以下であって、無担保融資特例制度、新創業融資制度、新規開業支援資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、中小企業経営力強化資金の貸付を適用している債権について、マル経融資による借換が認められます。

※ ご相談の際は、裏面の必要書類をご持参ください。

マル経融資手順



大和商工会議所経営支援チーム

〒242-0021 大和市中央5-1-4

TEL046-263-9112

URL <http://www.yamatocci.or.jp/>

メール ymtkeiei@yamatocci.or.jp